

## 電気通信市場検証会議（第41回） 議事録

- 1 日時：令和6年6月27日（木）16:00～17:15
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
  - ・ 構成員（五十音順）  
浅川構成員、荒牧構成員、池田構成員、大橋座長、高口構成員、  
佐藤構成員、田平構成員、永井構成員、中尾構成員、林座長代理
  - ・ 総務省  
井上料金サービス課長、渡部事業政策課市場評価企画官、  
土井事業政策課課長補佐、浅川事業政策課課長補佐、  
石田事業政策課専門職
- 4 議事

【大橋座長】 それでは、定刻ですので、ただいまから電気通信市場検証会議の第41回会合を開催いたします。本日、大変お忙しいところ、皆さん御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日ですけれども、西村構成員と森構成員が御欠席ということと伺っています。

本日の議事は、ウェブ会議の形式ということで公開での開催となります。まず、配付資料の確認について、事務局よりお願いいたします。

【土井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

本日、配付資料が計5点ございまして、資料41-1から資料41-3までの3点と参考資料1と2となっております。資料41-1につきましては、一部構成員限りの情報となっておりますので、御留意ください。

以上になります。

【大橋座長】 ありがとうございます。

本日、御覧いただいているとおり、議題としては2つございます。まず、最初の議題は、電気通信事業分野における市場検証ということで、令和5年度検証ということですのでけれども、その結果についてということになります。事務局に資料41-1と資料41-2を御用意いただいておりますので、まず、そちらのほうの御説明を伺った後、皆さんと討議できればと思いますので、まず、事務局のほうからお願いいたします。

【土井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

資料41-1に基づき、電気通信事業分野における市場検証、令和5年度の検証結果につい

て御説明させていただきます。

1 ページ目をお開きください。

本年度の市場検証の全体像を示しております。左半分が市場動向の分析、右半分が業務の適正性等の確認・把握になります。

左半分の市場動向の分析につきましては、5月1日にアンケート結果などを御報告させていただき、皆様にコメントをいただいたところがございます。特に重点的検証項目につきましては、コメントを踏まえ、表現ぶりを修正させていただいております。

右半分の業務の適正性等につきましては、中間報告で御報告させていただいた時点では確認中となっていた部分につきまして、本日、御説明させていただく予定です。

2 ページ目をお開きください。本資料の構成になります。

4 ページ目をお開きください。

固定系ブロードバンド市場をめぐる市場環境の変化の影響になります。

1 ポツ目、2 ポツ目で確認・分析内容を記載させていただいた上で、3 ポツ目から5 ポツ目において検証結果を取りまとめております。

代替性の評価につきましては、中間報告時の御指摘を踏まえまして、代替性の有無ではなく、代替性の認識の有無を評価した方向で表現を修正してございます。その他の部分について、中間報告時から大きな方向性の変化はございません。

6 ページ目をお開きください。

代替性に係る認識の分析手法につきましては、本年度検証で行った代替性の分析において共通する内容となっております。こちらも中間報告における御指摘を踏まえ、記載をより丁寧に記載し、SSNIPと呼ばれる分析方法になじみがない方でも理解が得られるよう少し配慮して記載してございます。

7 ページ目をお開きください。

音声通信をめぐる市場環境の変化の影響になります。

1 ポツ目、2 ポツ目で確認・分析内容を記載させていただいた上で、3 ポツ目以降、検証結果を取りまとめております。中間報告時から大きな方向性の変化はございません。

9 ページ目をお開きください。

例年取りまとめております各検証対象市場の指標になります。

移動系通信市場の小売市場につきましては、2 ポツ目に記載のとおり、事業者別シェア等を確認したところ、NTTドコモ、KDDIグループ、ソフトバンクのMNO3社の合計の

シェアが80%を超えている状況は継続しているところでございます。楽天モバイルはMNOとして参入後、2023年度末時点ではシェアが2.7%となり、前年同期比でシェアが増加するとともに、MVNOのシェアも増加していることから、今後、従来のようなMNO 3社が市場の大半を占める状況から変化していくと考えられるとしてございます。

記載の状況を踏まえ、最後のポツでは、移動系通信市場の小売市場につきましては、緩やかに市場規模が拡大を続ける中、MVNOのシェアが拡大しているとしてございます。

携帯電話向け通信サービス市場及び通信モジュール市場につきましては、11ページ目から14ページ目のとおりでございます。

固定系ブロードバンド市場及び固定系超高速ブロードバンド市場の状況につきましては、15ページ目から18ページ目のとおりでございます。

19ページ目をお開きください。

F T T H市場の小売市場の各種指標の状況になります。

20ページ目の最後のポツのとおり、F T T H市場の小売市場については、地域ブロックごとに競争状況に差異はあるものの、設備設置事業者別のシェアを見ますと、総じてN T T東西のシェアが高い状態が継続しているといったところでございます。全国単位でありますけれども、サービス主体別のシェアを見ますと、N T Tドコモがシェアトップであり、N T Tグループのシェアが30%を超えているものの、減少傾向は継続している。その一方、ビッグロブ、ソフトバンクのシェアが伸びているとまとめてございます。

I S P市場、固定電話市場、050-I P電話市場の状況につきましては、24ページ目から26ページ目に記載のとおりでございます。

27ページ目をお開きください。

市場検証基本方針3(2)のとおり、法人向けサービス市場につきましては、ネットワークの提供に着目し、移動系通信市場(法人向け)と固定系通信市場(法人向け)の双方を検証対象市場とするとともに、ネットワーク単体で提供される場合と、ネットワークとソリューションがセットで提供される場合があることを想定し、用途ごとの横断的な市場を画定した上で検証対象市場としております。

本年度の市場検証においては、用途ごとの横断的な市場として、拠点間通信用途、インターネット利用用途、音声通話用途、I o T機器接続用途の4種類の用途ごとの市場に関する検証を行いました。それぞれの市場において、市場動向に関する指標、法人向けサービスの供給側の動向に関する確認項目、法人向けサービスの需要側の動向に関する確認項目を確

認いたしました。結果は記載のとおりでございます。

28ページ目をお開きください。

研究開発競争の状況把握については記載のとおりとなっております。

30ページ目をお開きください。

電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果の全体像になります。

中間報告時点からの差分がある部分につきましては、重点的検証項目の客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証、経営・財務状況及び業務運営・組織態勢のモニタリング、法令・ガイドラインの遵守状況の確認や各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握のうち、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認、情報漏えいリスク、国際情勢を踏まえたサービス提供継続に対するリスク、その他の各事業者において重要リスクとして定めるものへの対応等のモニタリングの部分になります。それぞれの確認結果の概要は記載のとおりでございますが、中間報告からの差分に当たる部分を中心に御説明させていただきます。

31ページ目をお開きください。

客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証のうち、NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証につきましては、NTT西の中継光ファイバのリードタイム①につきましては、追加で確認した結果を太字でお示ししてございます。

具体的には、繁忙期、2022年8月から11月のみにおけるリードタイム①の数値をエリア別に追加確認いたしました。確認の手順としましては、エリア別に集計した閾値、繁忙期における自社加重平均値の10%までの範囲に他社の加重平均値及び他社の個社別平均値が収まっていれば、その時点で同等と評価し、これ以外の場合は、個社別のデータを詳細に検討し、同等性の検証をいたしました。結果としては記載のとおりでございます、同等と評価しているところです。

32ページ目は、構成員限りというところで、実際のリードタイムのデータをお示ししてございます。

33ページ目をお開きください。

市場支配的な電気通信事業者の禁止行為規制の遵守のために講じた措置及びその実施状況等の確認につきましては、5月1日に行いましたNTTドコモの非公開ヒアリングの結

果を踏まえ、取りまとめてございます。

表の左側の確認結果を御覧ください。NTTドコモに対するヒアリング等を通じて、措置を講じていること等を確認した内容を御説明いたします。

まず、NTTドコモによるNTTレゾナントの吸収合併後の禁止行為規制を遵守するための取組として、NTTドコモによる不当な優遇禁止の対象となる特定関係法人と独立系MVNOとの同等性の確保に関しては、法令チェックに関する社内ルールの整備を行い、制度主管にて法令確認を行う営みを継続実施といったところを確認してございます。

NTTドコモにおける接続業務に関する情報の目的外利用の禁止につきましては、ファイヤーウォール措置の継続実施に加え、新たに人事異動時の誓約書運用も実施していることや、レゾナント由来の情報が統合により内部化されることに鑑み、自主的にOCN部門にて情報を一元管理している点も記載してございます。

NTTドコモによる自社の新プランの提供に当たり、NTTドコモ自身がユーザーに提供するサービス・料金プランと同等の価格で、MVNOが競合サービス・料金プランの提供を行うことが可能な接続料等の水準になっていることの確認につきましては、NTTドコモが実施したスタックテストの結果を接続料の算定等に関する研究会において検討した結果、i r u m o の3ギガ・6ギガにつきましては、利用者料金による収入と当該サービスに必要と考えられる設備等費用の差分が営業費相当額を下回らないものであることから、競争事業者が当該サービスと同等の価格で競合サービス・料金プランの提供を行うことが可能な接続料等の水準になっていることを確認いたしました。

NTTドコモにおける本合併後のエコノミーMVNOに対する公平性の確保方法につきましては、統合前後でエコノミーMVNOの連携状況に変更はなく、エコノミーMVNO間も公平な取扱いを実施していること、エコノミーMVNOよりドコモサービス等を使った連携要望を受ける場合には、前向きに検討する考えである点を確認いたしました。

以上の確認結果を踏まえまして、右側の対応方針についてですけれども、市場検証基本方針3に基づき、引き続き市場動向の分析を実施するとともに、NTTが実施する組織再編については、電気通信事業分野における市場検証（令和3年度）年次レポート第2編第1章第2節2「市場検証の取組における組織再編等に係る対応等」及び電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポート第2編第6章第1節3、関連する他の審議会等での議論を踏まえ、引き続き検討するとしてございます。

34ページ目から38ページ目にかけては、レゾナント合併後のNTTドコモのシェア

について記載させていただいております。結果的に合併後、シェアが微減しているといった状況が見受けられます。

39ページ目につきましては、NTTドコモに対する非公開ヒアリングの内容の概要となっております。

42ページ目をお開きください。

令和5年度実施のモニタリング概要になります。

令和5年度は主要事業者、NTT持株、NTT東西、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルを対象事業者として、「1. 各社の業務運営・組織態勢の把握」や、「2. 法令・ガイドラインの遵守状況の確認や各種重要リスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握」等を実施してございます。

表の中では、左側にモニタリング項目を、右側にモニタリング結果を記載してございます。

「1. 各社の業務運営・組織態勢の把握」の（1）法令等遵守態勢、（2）リスク管理態勢については、各社ともリーガルチェック、教育、内部統制・リスク管理態勢をそれぞれ整備していることを把握いたしました。（3）危機管理態勢・BCP対策につきましては、インシデント対応体制は各社ごとに整理されている一方で、自社において発生した過去のインシデント事案を踏まえた体制見直し等においては、見直し等の粒度に関して各社ごとに対応が異なる点を把握してございます。

「2. 法令・ガイドラインの遵守状況の確認や各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握」の（1）情報漏えいリスクへの対応につきましては、各社とも関係する法規制の内容に沿った基本的な措置を講じていることに加え、それぞれが各社特有の安全管理措置を実施していることを把握いたしました。（2）国際情勢を踏まえたサービス提供継続に対するリスクへの対応としては、経済安全保障推進法の施行に応じた対応の準備を実施していることを把握いたしました。（3）その他各事業者において重要リスクとして定めるものについては、各社とも市場環境の急激な変化や他事業者との競合等のリスクを重要リスクと位置づけて、リスクに応じた対応策を実施しているといったところを把握したところでございます。

「3. 重点ポイント」のうち、子会社その他の業務委託先の業務の適正性を確保するための態勢整備・連携の状況につきましては、各社とも業務委託先はグループ内外で一定数存在しているといったところですか、子会社等のグループ企業については、グループ共通ポリシーの整備や子会社との連携態勢を強化、その他の業務委託先につきましては、事前審査や

事後監査等により業務の適正性を確保していることを把握いたしました。今後の対応としては、矢印の部分ですけれども、多くの企業に業務を委託している中、委託先企業に関する個別の問題がグループ全体に波及した場合における全社的な即応態勢の強化が重要であり、各社の子会社その他の業務委託先を含めたガバナンスについて引き続き注視してまいりたいと考えてございます。

サプライヤーとの取引状況（物価高騰情勢を踏まえた価格転嫁等）につきましては、各社とも取引先の価格交渉については法規制等に従って対応するなど、取組体制は構築と回答するも、中小企業庁の価格交渉・転嫁に係る調査において「通信」の順位は低迷といったところを把握いたしました。その上で、今後は下請法等に沿った実効的な対応が取られているか引き続き注視したいと考えてございます。

43ページ目以降は各モニタリング項目の結果概要をつけてございます。

また、52ページ目以降は各モニタリング項目の各社の取組の概要をまとめてございます。

48ページ目をお開きください。

今後取り組むべき課題等をまとめてございます。

移動系通信市場につきましては、携帯電話向け通信サービス市場においてMVNOのシェアが伸びるなど、競争状況が変化しているため、今後も継続的な分析が必要であるとしてございます。また、各社からの新たな料金プランの提供等の動きも踏まえ、MNOの廉価プラン等への移動を含めたMNO・MVNOの利用者の動向については今後も注視していく必要があるとしてございます。

固定系ブロードバンドサービスなどとのセット割引による移動系通信市場への影響については、従来の分析に加え、携帯電話サービスの切替えのスイッチングコストとしての影響などを分析したところ、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）をはじめとして、一定程度の影響が見受けられたところであり、今後も注視が必要であるとしてございます。それに加え、移動系通信市場においては、セット割引だけでなく、金融・決済サービス、オンラインモールとの連携によるポイント還元といった経済利益の提供など、移動系通信の利用者をターゲットに様々な経済上の利益が提供されていることを踏まえた分析を行う必要があるとしてございます。

固定系通信市場につきましては、固定系ブロードバンド市場においてF T T Hの増加に加え、5 Gや地域BWAを利用したワイヤレス固定ブロードバンドサービスといった比較的新しいサービスが開始され、固定系ブロードバンド市場をめぐる市場環境に大きな変化

が生じているとしてございます。各事業者のサービス間での顧客の移動状況、各事業者間のサービス間の代替性に係る認識などに関して、引き続き注視する必要があるとしてございます。

利用者アンケートにおいて、利用者の多いF T T Hアクセスサービスと、比較的新しいサービスであるワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスの代替性に係る認識を分析したところ、代替的であると認識されている状況が確認できたことを踏まえ、今後、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスについては、固定系ブロードバンド市場に含めた上で競争状況を定点的に観測し、その動向を継続的に分析する必要があるとしてございます。

N T T東西によるワイヤレス固定電話の提供が令和6年4月から開始されるなど、モバイルO A B J - I P電話については、今後の動向を注視する必要があると考えております。現在、モバイルO A B J - I P電話については、I P電話の内数として競争状況を定点的に観測しておりますけれども、今後はモバイルO A B J - I P電話の数値の推移も合わせて固定電話市場の指標として注視していく必要があるとしてございます。

49ページ目をお開きください。

法人向けサービス市場については、引き続き、ネットワークの提供に着目した移動系通信市場（法人向け）と固定系通信市場（法人向け）を注視するとともに、ネットワークが単体で提供される場合と、ネットワークとソリューションがセットで提供される場合があることを想定した用途ごとの横断的な市場も注視するとしてございます。オンプレミスシステムとWANサービスの組合せからクラウドサービスとインターネットの組合せへの移行状況については、クラウドサービスの拡大による法人向けサービス市場への影響として、継続して注視するとしてございます。

研究開発競争の状況の把握につきましては、来年度以降も引き続き、主要な電気通信事業者における研究開発の状況について把握を行っていくとしてございます。

50ページ目をお開きください。

業務の適正性等の確認につきましては、来年度以降も継続して禁止行為規制等に反する行為がないか、客観的・定量的なデータに基づく検証を実施しつつ確認を行い、また、N T T東西やN T Tドコモにおける禁止行為規制等の遵守のための対応に関し、継続的に確認を行っていくとしてございます。

令和5年度における未指定事業者の実態把握の結果を踏まえると、現時点において、未指

定事業者に対し、禁止行為規制に係る制度の見直しを要する具体的な課題は見受けられませんが、引き続き、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要について把握・検証するため、アンケートにより情報収集を続けるなどにより注視するとしてございます。

モニタリングに係る部分につきましては、リーガルチェック体制、従業員の教育体制、リスク管理態勢については、想定どおり機能しているか引き続き注視し、インシデントの発生を完全に防ぐことは困難であることから、社内態勢において同様の事案を起こさない態勢を構築することが重要となる点ですとか、自社や他社において発生したインシデント事案を踏まえ、同様のことが発生しないよう不断の態勢見直しが行われているか、各社の子会社その他の業務委託先も含めてガバナンスにつき引き続き注視し、情報の取扱いについては、同様に直近の事案を踏まえ、適切に対策されているか引き続き注視するとしてございます。

国際情勢に応じた適切な対応についても引き続き注視し、その他事業者が重要リスクとして定めるものについては、事業者と対話を重ねながらモニタリングを継続し、委託先企業の管理監督に当たっては、多くの企業に業務を委託する中、委託先に関する個別の問題がグループ全体の問題に波及する場合に備え、全社的な即応態勢の強化に関する取組について注視し、各社が実施する子会社等の業務の適正性を確保するための態勢整備状況及び本社と子会社の連携状況について、引き続き注視しつつ、各社の子会社その他の業務委託先を含めたガバナンスについて引き続き注視し、事業者において、価格転嫁に向けた取組体制は構築するも、中小企業庁の価格交渉・転嫁に係る調査において「通信」の順位は低迷していることから、下請法等に沿った実効的な対応が取られているかを注視する必要があるとした形にしてございます。令和5年度にヒアリングした価格交渉の状況や価格の決定方法等のほか、価格転嫁の諾否状況等についても注視するとしてございます。

事務局からの説明は以上になります。

【大橋座長】      ありがとうございました。

今回、令和5年度の電気通信事業分野における市場検証ということで、市場動向の分析と業務の適正性の把握、これはモニタリングも含まれますが、これらについて御報告をいただきました。あわせて、今後取り組むべき課題ということで事務局から御提示いただいたところ です。

事務局には大変御尽力いただいたと思っていますが、構成員の方々から御意見あるいは御質問等でも構いませんので、ぜひ意見交換などさせていただければと思います。挙手か、

チャット欄にて発言の意思を教えてください、私のほうから指名させていただきます。  
よろしく申し上げます。

それでは、中尾構成員、お願いいたします。

【中尾構成員】 どうも御説明ありがとうございました。

2点ございます。

1点目ですけれども、6ページ目で、代替性に係る認識の分析手法ということで、一般の方にもこの代替性の理論が分かりやすくなるように目的を明記していただいたというのはとてもよいことではないかと思えます。

それを踏まえて、今回、代替性を分析する目的としては、この競争の状況を詳細に把握するためということで分析を精緻化したということだと思います。例えば、4ページ目の固定系ブロードバンド市場の変化の影響というところで、まず代替性の理論が出てくるのですが、F T T Hアクセスサービスとワイヤレス固定ブロードバンドサービスの間に代替性があると認識されている一方で、法人等は代替性があるとまでは認識されていないということです。ワイヤレス固定ブロードバンドサービスは、共用型はユーザーの視点から見ると、インターネット接続ができるということで代替性があるという判断をしていると思います。しかし、やはり細かく見ていくと、例えば帯域とか、得られる品質のところ、技術的には代替性があるとは言えないところがあるのですが、サービスとして接続だけを考えれば、代替性がある競争が起きているということが言えます。

これらのことは理解ができるものの、代替性が議論されているサービスについては、品質にどういう違いがあるのかといったことも少し明記しておいたほうが、誤解がなくよいかと思えます。つまり、あまり細かい品質の話に気にならないユーザーにとってみると、代替性はあると言えるのですけれども、法人のように、代替性があるとまでは認識していないと言っている理由は、技術的な仕様を比較すると、やはり代替性がないと認識するユーザーもいるということだと思います。消費者に対してどういう違いがあることで、それでも代替性があると認識されているという分析をしているということが分かったほうがよりよいレポートになるのではないかと、よりよい分析になるのではないかと思えます。

私は、例えば品質が違うからといって代替性がないということを行っているのではなく、違いがあったとしても代替性があると認識しているユーザーがいるということだと思いますので、少し詳細をひもといていただく必要があるのではないかと思いました。

これが1点目です。

それから、2点目ですが、最後の今後のユーザーアンケートのモニタリングのところでは、48ページ目以降の今後の取り組むべき課題等のところで、今後もユーザーに対するアンケートを取っていくのだと思うのですが、この中で、特に法令遵守の態勢であるとか、リスクとかBCP対策とかがちゃんとできているかといったところを見るためのアンケート等は必要だと思いますが、最近ではやはり5Gの通信のつながり状況、品質が良くないというユーザーの意見が結構聞かれることを考えると、これに加えて、ユーザーが品質に対してどういう認識をしているかというアンケートもあったほうがよいのではないかと思います。

BCPとリスク対応はしっかりできているけれども、普段使いの携帯電話の通信品質が悪いという状況が長く続くことは望ましくありませんので、ユーザーがどういう認識をしているのか、それが特にどういった場所で起きているのかということも併せてアンケートの中に入れていただくのがよいのではないかと思います。

私からは2点です。

**【大橋座長】** ありがとうございます。

後ほど事務局の受け止めもお伺いできればと思います。

続いて、林構成員、お願いします。

**【林座長代理】** 名古屋大学の林でございます。大橋座長、ありがとうございます。

私も2点ございまして、1点目は、先ほどの中尾先生のコメントとかなり重複するかもしれないのですが、4ページ目、7ページ目辺りのアンケートを通じた代替性の評価についての話でございます。

今回、その代替性の有無を評価するのではなくて、利用者アンケートの結果を踏まえて代替性の認識の有無を評価するという表現に修正されたということで、前回シナリオ等が前提になっている点を割り引いて考える必要があるという構成員の先生方の御指摘を踏まえた修正のことかと思うのですが、その上で、FTTHアクセスサービスとワイヤレス固定ブロードバンドサービスとの代替性については、前回、構成員の先生方からも御指摘のあったように、利用者アンケートの結果を踏まえた分析のみに依拠するのではなくて、利用者属性であるとか、通信品質であるとか、構成要素をもっと幅広く、前広に見ていく必要があるということを変更して指摘したいと思います。

例えば、FTTHアクセスサービスというのは、1世帯単位、複数名の利用者で利用している可能性が大宗を占めていると考えられる一方で、MNOが提供するホームルーターと

というのは、主に単身世帯で利用する形態が大宗を占めている可能性がありますので、利用形態が若干違っているようにも感じるところであります。その場合、MNOが提供するホームルーターを家族利用という形で4人同時に利用した場合、品質面で本当に代替性があると言えるのかといった点を、例えばその次年度以降、幅広く分析していただければよいと思いましたがというのが1点目であります。

それから、2点目は、話が半分飛ぶのですけれども、50ページ目辺りで価格転嫁の話が入っていたかと思うのですけれども、これも非常に重要な点だと思います。このスライドでは「実効的な対応が取られているか注視が必要」ということなのですけれども、そもそもその実効的な対応が取られているかどうかの確認の前提として、価格転嫁における取引価格の決定に当たっては、その取引の一方当事者が協議を尽くしたというふうに認識するだけでは不十分で、公取のガイドラインにも書いてありますけれども、やはり親事業者とか下請事業者が年に1回以上定期的な協議を行うことが求められるとか、あるいは、継続的な発注についても下請事業者から申出があったときは定期的な協議に応じることが重要だとか、あるいは、定期的な協議以外の時期であっても、下請事業者から申出があったときは遅滞なく協議に応じることが必要だとか、そういう基本的な考え方を周知・啓蒙していただく必要があるかと思えます。

関連して、中企庁との調査のこともちょっと書かれてあると思うのですけれども、中企庁は今、大変忙しいと聞いております。トラック業界とか、放送番組とか、コンテンツ制作における取引適正化の問題とか、そちらのほうでも調査とか、下請Gメンの方が非常に活躍されていると思うのですけれども、そういうところで通信事業も含めて、こういった中企庁のリソースを割いて調査するということがなかなか難しいところもあるのではないかと、はたから見ても思うのです。そういう意味では、この価格転嫁の問題というのは通信業界においても重要なので、これは、総務省の出先機関がありますけれども、全ての総合通信局を絡めて、この中企庁との調査に連携して取り組むという姿勢が必要ではないか。調査協力の省庁とのリソースの配分の仕方みたいなところに関わると思うのですけれども、そこもちょっと工夫をしていただけるといいのかと思いました。

以上でございます。

**【大橋座長】**      ありがとうございます。

続きまして、荒牧構成員、お願いします。

**【荒牧構成員】**    すみません、荒牧でございます。

御説明ありがとうございました。

私のほうからは1件、30ページ目の業務の適正性、特に子会社その他の業務委託先というところについて、私もいろいろな形で様々な業界の会社の状況というのを見る機会が多くありますが、どこも親会社というか、上場会社のほうは今どきガバナンスの強化や法令遵守は非常に行き届いており、実際本当に問題が起りにくい状況、態勢が整備されつつあります。

しかしながら、やはりその子会社、孫会社、あと、物理的に距離の遠い、目の行き届きにくいところというのは、どうしても限界があると感じる機会がしばしばございます。

親会社の目線で、管理態勢の強化とか、モニタリングとか、連携とか、それに注視するというのはもちろんやっていただくべきことではあるのですが、それは、どちらかというと、何かが発生した後にまた一段と強化しましょうということで、ずっと過去繰り返してきている経緯もあります。ある意味プロアクティブにこの状況を改善していこうとすると、そういう形、言ってみれば、ハードな部分ではなくて、子会社、孫会社あるいは委託先のソフト面というか、お一人お一人の意識といったところまで向上を図るような施策を取っていかないと、不祥事とかの発生は今後も引き続き起こり得るのではないかということがございます。

ですので、だからどうしろというのは難しいのですが、親会社サイドの視点に加えて、そういった不断の意識改革といったものにもう少し今後、力を入れていくといったところが非常に重要なのではないかという感想を持ちました。

以上です。

**【大橋座長】**      ありがとうございます。

後ほど事務局にも御感触をお伺いしたいと思います。

続いて、浅川構成員、お願いします。

**【浅川構成員】**      日本総研、浅川です。

御説明ありがとうございました。

私のほうから1点コメントさせていただければと思います。

研究開発の状況把握の部分なのですが、今後、Beyond 5G、6Gとどんどん変遷する中で、今後、やはりこの部分というのは把握するのが重要になるのではないかと考えております。特に、本質的に研究開発競争がしっかり促進されているかどうかというところがポイントになると思いますので、もともと目的としては、NTT含めて、国内の主要キャリア

が積極的に研究開発に携わって、その結果、グローバルな視点から研究開発競争が促進されていることというのが重要になると思いますので、例えばですけれども、光電融合に関するコア技術の何か1つが、各社しっかりと積極的に投資をして、結果、何かしら実現につながって、標準化されてですとか、その後、実際にグローバルで対応され始めるですとか、そういった中身の部分、研究開発投資の費用がどういうふうに移しているかみたいなところをモニタリングするというのももちろん重要ですが、その結果、中身としてどうなってきたのかという、その定性的な部分に入り込んだ検証がなされると、より実効的によいのではないかと思いますので、その定性的な部分の中身を評価する検証というのは難しい部分だとは思いますが、何かしらそういう視点が今後入ってくるというのではないかと思います。

以上になります。

**【大橋座長】** ありがとうございます。もう少し踏み込んだということですね。

お手が挙がっている発言希望の構成員の方には一通り御発言いただいたという認識ですが、ここまでのところで、もし事務局サイドのほうで何かコメント等ありましたらいただけますでしょうか。

**【土井事業政策課課長補佐】** すみません、事務局でございます。

大変有益なコメントをいただき、ありがとうございます。1つずつ事務局としての回答をお返ししたいと思います。

まず、中尾先生から御指摘のありました、特に固定系ブロードバンドサービスの部分で品質ですとか、そういった技術的な代替性のところを明記したほうがよいといったような御指摘をいただいたかと思えます。

こちらについては、少し大部で恐縮ではありますが、本年度のアンケートにおいて、その辺りの品質をどういうふうに取り入れたかというところにつきましては、資料41-2の18ページ目のところで、今回、使用させていただいたシナリオのほうを掲載させていただいておりまして、こちらに記載の粒度で、通信速度ですとか、一般的な通信品質の認識としてどうかというところを少しアンケートの中で盛り込ませていただいたところではございます。

ただ、一方で、このシナリオの範囲でしか今回のアンケートで反映できていないというところは事実としてございますので、来年度以降、引き続き、こちらの固定系ブロードバンド市場の部分、アンケートで情報収集していく上でそういった品質面のところを留意しながら

ら進めていきたいと考えてございます。

2点目の、42ページ目のモニタリングの関係で法令遵守態勢ですとかそういうところ、把握している部分につきまして、今回のモニタリングにつきましては、主要事業者のほうからヒアリングをメインに行ったところございまして、引き続き行っていきたいと考えてございます。

御指摘のありました品質に対する利用者の認識の部分につきましては、検証会議では利用者に対してアンケートを例年行っているところでもございますので、そちらのアンケートのほうで、サービスごとの品質に対する認識の部分は、より細かく分析できないか少し対応のほうを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

林構成員から御指摘いただきました代替性の部分につきまして、属性ですとか品質ですとかを前広に見ていくべきといったところは、来年度以降、アンケートを実施していく上で分析できるように少し検討してまいりたいと考えてございます。

50ページ目の価格転嫁の部分につきましては、今年の検証では46ページ目の中段のモニタリング結果の部分ですけれども、今年のモニタリングの中では各社ともパートナーシップ構築宣言や政府指針等に沿って対応と回答いただいたようなところではございます。

御指摘を踏まえて、今後、特に来年度以降のモニタリングなどの進め方については、今後検討してまいりたいと考えてございます。

荒牧構成員からいただいた部分です。その他業務委託先等のモニタリングの部分につきましても、ソフト面での対応を行っていく必要性などをコメントいただいたところかとは思いますが、こちらについても今後、モニタリングを行うに当たって少し留意して進めていきたいと考えてございます。

浅川構成員から御指摘いただいた部分につきましては、研究開発競争の状況の把握部分については、例年、研究開発費の推移などは見ているところではございますけれども、もう少し踏み込んだ形で、中身を含めて見ていくべきであるといった趣旨のコメントだったというふうに理解してございます。

そちらにつきましても、来年度以降、研究開発競争の把握に当たって、具体的な進め方ですとか、今後も引き続き御相談させていただきながら進めさせていただければと考えてございます。

事務局からは以上になります。

【大橋座長】      ありがとうございます。

もし追加で御意見等ありましたら、いただければと思いますけれども、構成員の方、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

SSNIPテストに関して特にFTTHアクセスサービスとワイヤレス固定ブロードバンドサービスに関して、有益な御意見を相当いただきましたし、また、この点は、政策的にも恐らく非常に重要な観点だと思っておりますので、ぜひ、事務局におかれても丁寧に分析していただければと思いますし、また、パートナーシップの話についても、これは多分いろいろなレイヤーがあると思いますが、基本的には今のところは問題がないという御指摘ではあったものということではあります。引き続き、あまり行政のリソースを過度に使うことのない範囲で、しっかり見て行ってほしいという御指摘だったと思います。

よろしゅうございますか。

大変様々な視点から御意見いただきました。多くは今後に向けて、しっかり観点を拾ってもらいたいというものだったのではないかと思います。今回、事務局に取りまとめでいただきました市場検証年次レポート案について、特段変更なりを要する御意見ではなかったというふうに受け止めております。いただきました御意見については、今後の取り組むべき課題のところも含めて、しっかり受け止めていきたいと思っております。

差し支えなければ、座長である私のほうに、そちらの文言調整について御一任いただければ、事務局と調整をさせていただきたいと考えているのですけれども、よろしいでしょうか。

もし御異論あればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

チャット欄にて、おおむね御異論ないという御指摘いただきましたので、ありがとうございます。全員からいただきました。ありがとうございます。

それではそのような運びとさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、議題の2番目、令和6年度の年次計画（案）についてということで、これも事務局に資料41-3を御用意いただいておりますので、まず、御説明お願いいたします。

【土井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

資料41-3に基づき御説明させていただきます。

「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」に基づき、令和6年度の電気通信事業分野における市場検証に関する実施方針等を示すものとして、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和6年度）」を定めるものになります。

実施スケジュールといたしましては、年次計画策定後、「電気通信事業分野における市場動向の分析」及び「電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握」を順次実施し、令和7

年7月目途に令和6年度年次レポート（案）及び令和7年度年次計画（案）を作成したいと考えてございます。令和6年度年次レポート、令和7年度年次計画については、意見募集を経て令和7年8月を目途に策定・公表することとしたいと考えてございます。

想定する実施スケジュールについては、記載のとおりでございます。

2ページ目を御覧ください。

電気通信事業分野における市場動向の分析につきましては、基本方針3のとおり、「検証対象市場に係る競争状況等の分析」及び「研究開発競争の状況の把握」を実施したいと考えてございます。

「検証対象市場に係る競争状況等の分析」につきましては、基本方針3（2）のとおり、検証対象市場における競争状況等に関する指標を定期的に観測し、その動向を継続的に分析したいというふうに考えてございます。「研究開発競争の状況の把握」については、以下の（2）において定めた方針に基づき、把握を行いたいと考えてございます。

令和6年度における「検証対象市場に係る競争状況の分析」において、非電気通信サービスとの連携による「ポイント経済圏」構築・拡大による移動系通信市場への影響を重点検証の対象としたいと考えてございます。

移動系通信市場においては、従来注視している固定系ブロードバンドサービス等とのセット割引に加え、金融・決済サービス、オンラインモールとの連携によるポイント還元といった経済利益の提供など、移動系通信の利用者をターゲットに様々な経済上の利益が提供されております。非電気通信サービスを含む他のサービスと連携し、ポイントといった経済利益を提供することで消費者に訴求する動きは、実際、移動系通信市場における主要事業者の決算資料において言及されることが多く、「ポイント経済圏」と呼ばれているところです。

セット提供による影響については従来分析を続けてきたものの、特に非電気通信サービスとの連携による「ポイント経済圏」構築・拡大による移動系通信市場における影響をはじめとして、市場環境の変化に伴い、検証対象を拡大していく必要があると考えてございます。

こうした市場環境の変化の影響を検証するに当たり、利用者アンケート等を通じて、ワイヤレス固定ブロードバンドサービスを含む、他サービスとセットで提供される各種サービスの状況、金融・決済サービス、オンラインモールを含む非電気通信サービスとの連携により、各事業者が提供する経済利益の提供状況及びそれらによる移動系通信市場への影響を詳細に確認したいと考えてございます。

また、必要に応じて、市場検証会議におけるヒアリングを実施したいと考えてございます。

3 ページ目をお開きください。

基本方針3（3）における研究開発競争の状況の把握として、令和6年度においても引き続き主要な電気通信事業者による公表データ等を通じて、それら電気通信事業者の研究開発費の推移を把握し、その推移の傾向等について分析を行いたいと考えてございます。

また、関係事業者等へのアンケートを通じて、NTTグループをはじめとする主要な電気通信事業者における共同研究開発の状況ですとか、異業種連携の状況など、研究開発に関する現状の把握を行っていきたいと考えてございます。

それらに加えまして、令和6年度においては、NTTの研究に係る責務撤廃後のNTTの基礎・基盤的研究の取組状況を含む研究開発競争の状況を把握し、今後の検証に当たっての観点や留意点について検討を行いたいと考えてございます。また、必要に応じて市場検証会議においてヒアリングを実施したいと考えてございます。

令和6年度においては、「検証対象市場に係る競争状況等の分析」のために実施する利用者アンケートの質問項目として、特に以下の観点からの項目を設けることとしたいと考えてございます。具体的な質問項目については、市場検証会議において議論を行った上で確定することとし、年次レポートにおいて、利用者アンケートの対象者及び設問を掲載することとしたいと考えてございます。具体的には記載のとおりでございます。

法人等利用者へのアンケートの質問項目につきましても、具体的には資料に記載のとおりでございます。

4 ページ目をお開きください。

電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握につきましては、基本方針4のとおり、「電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握」として、平時からの総務省によるヒアリング等を通じた主要な電気通信事業者に対するモニタリングを実施したいと考えてございます。

主要な電気通信事業者に対するモニタリングに際しては、「経営・財務状況及び業務運営・組織態勢の把握」及び「法令・ガイドラインの遵守状況の確認や各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握」を実施いたします。当該項目については、基本方針で定めた項目を定点的に確認・把握いたします。

基本方針4の「（2）法令・ガイドラインの遵守状況の確認や各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握」のうち、「（2）①市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」につきましては、（2）において定めた観点から確認を行うため、必要に応じて市場検証会議において非公開のヒアリングを実施した

いとと考えてございます。その際、検証の透明性を確保する観点から、可能な範囲でヒアリング結果や検証結果の概要の公表などを行います。

なお、令和5年度においては、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者として指定の対象になり得るものの、当該指定を受けていない電気通信事業者に対しても継続的に、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要について検証を行うこととされたところでございます。そのため、令和6年度も未指定事業者を含む関係事業者へのヒアリングやアンケートを通じ、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要について広く把握・検証いたします。

重点的検証項目の対象としましては、5ページ目でございますけれども、客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証を行うこととし、令和5年度検証に引き続き、「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」における確認項目のうち、基本方針別表7(1)②及び別表8(1)②において定点的に確認する情報に加え、関係事業者等から取得したデータ等に基づき、記載のとおりAからFの検証を行うこととしたいと考えてございます。

電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握に当たっての観点としましては、①経営・財務状況及び業務運営・組織態勢の把握については、令和6年度においては、基本方針別表6の項目について、各事業者の公表資料やヒアリング等を通じて把握を行いたいと考えてございます。

②市場支配的な電気通信事業者に対する確認については、令和6年度においては、令和5年度検証に引き続き、基本方針別表7及び別表8の市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等に関する確認項目のうち、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況等の詳細について、必要に応じ、ヒアリング等を実施し、確認を行いたいと考えてございます。

④その他の法令・ガイドライン等の遵守状況の確認や各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握については、令和6年度においては、令和5年度にモニタリングした項目のほか、その他の法令・ガイドライン等の遵守状況の確認及び各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握として、記載の3項目についてモニタリングしたいと考えてございます。

具体的には、子会社その他の業務委託先の業務の適正性を確保するための態勢整備・連携の状況、サプライヤーとの取引状況、その他各事業者において重要リスクとして定めるもの

になります。

事務局の説明は以上になります。

【大橋座長】 ありがとうございます。

令和6年度の年次計画ということで、事務局より御説明いただきました。

この点について、構成員の方々に、ぜひ御意見あるいは議論いただければと思います。チャット欄あるいは挙手機能にて御発言の意思をお知らせいただければと思います。よろしくをお願いします。

それでは、林構成員、お願いいたします。

【林座長代理】 続けて恐縮でございます。林です。

3ページ目の2（2）の研究開発競争の状況の把握の方針というところです。

ここで、本年4月のNTT法改正であるとか、あるいは情報通信審議会の答申などを踏まえて、NTTの研究に係る責務撤廃後のNTTの基礎・基盤的研究の取組状況を含む研究開発競争の状況を把握して、今後の検証に当たっての観点や留意点についての検討を行う旨が追加されたというところがございますけれども、折しもこの点については、総務省の通信政策特別委員会で議論が行われているところですが、そこでは、NTTの研究に係る責務撤廃後も、総務省において、NTTの基礎・基盤的研究の取組状況について継続的に検証していくべきだという議論がなされていて、私自身も特別委員会でそのような発言をしたことがございます。

そこでの議論の趣旨というのは、ここで書かれている研究開発競争の状況の把握という文脈とはややニュアンスが違うのではないかと気がなりました。つまり、廃止するにしても、廃止に伴う影響が今後ないかどうかは継続的に検証する必要があるという趣旨だったかと思います。

答申のほうでも、我が国の情報通信産業の研究開発力の確保に重大な支障が生じるおそれがあると認められる場合には、総務省において必要な対応の検討が求められるという考え方も示されているところですので、どういう検証の仕方があり得るのかというのは今後の検討課題だと思うのですが、ここでもありますように、ヒアリングを実施するというやり方は1つあるかと思います。つまり、NTTにおいて研究に係る責務撤廃の前後で取組状況にどういう変化があったのか、なかったのかというのをこの検証会議でプレゼンしてもらおうというやり方もあり得るだろうと思います。

そういったヒアリング等を踏まえて、そもそもその撤廃をした背景には、日本の通信産業

の国際競争力の強化ということもあったので、この責務撤廃後に、NTTとか、あるいは日本の通信産業全体の国際競争力というものがどういうふうに変化したのかというのを継続的に検証する。そのお座敷としてこの検証会議を機能させるということが非常に期待されているし、それが有益ではないかとは思いますが、期待を込めてということなのですから、ぜひ、事務局におかれましては、大変な仕事かと思うのですが、御尽力を賜ればと思います。

質問というか何かコメントのような話になってしまいましたけれども、以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

研究開発競争の状況というのは過年度から使われていた用語なので、そこについての意味合いがどうかというふうな御指摘だったと思います。後ほど事務局にも御感触伺えればと思います。

ありがとうございます。

それでは、佐藤構成員、お願いします。

【佐藤構成員】 福島大学の佐藤でございます。

今、林先生からおっしゃったことがほぼ私の言いたかったことと同等でございます、この研究開発競争、競争と言うべきか、開発の状況と言うべきかについてはまた議論はあろうかと思いますが、大変重要な論点になり得ることであって、林先生がおっしゃったように、いろいろなやり方があるかと思いますが、1つはこの会議として何ができるかということ考えたときに、ヒアリングというのが多分1つのやり方にありますので、可能でありましたら、またこの会議でヒアリング等々を実施して十分把握していくということが重要かと思えます。

私から以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

永井構成員、お願いいたします。

【永井構成員】 2ページ目のポイント経済圏についてですが、確かに最近動きのあるトピックかと思うのですが、必ずしも電気通信サービスが中心に動いているわけではないという側面もあると思いますし、金融庁や経産省とかほかの省庁でのこれに関わる動きというものもあると思いますので、そういったところもウオッチしながら必要に応じて連携しながら進めていただければいいのではないかと思います。

【大橋座長】 以上でよろしいですか。

【永井構成員】 以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続いて、高口構成員、お願いいたします。

【高口構成員】 ありがとうございます。

今、永井先生から御指摘のあったところのポイント経済圏のところでもコメントなのですが、最近やはりそのポイント経済圏でサービスを連携させてという状況が見られるので、ここを分析するという事は非常に電気通信市場にとっても重要だと思います。

その上で、そのポイント経済圏は、必ずしも経済利益の大小だけで経済圏が固まるものでもないで、経済利益の提供状況はもちろんなのですが、結局、それによって個人がどれだけ同じ事業者のサービスを連携して利用していてそこから離れられないかといったところがその経済圏のポイントになってきますので、そういう広い意味でのスイッチのしにくさとか、そういったところも少し探れるような検証になるといいかなというふう

に期待しております。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

田平構成員、お願いします。

【田平構成員】 東京都立大学の田平です。

適切な形にまとめていただいてありがとうございます。反対意見があるということでは全くなく、コメントを1点させていただければと思いました。

先ほど先生方が言っておられた研究開発の点、ポイント経済圏の点について私も同意見であるということを申し上げた上で、もう1つ別のところで申し上げます。従来の確認・検討事項である禁止行為規制の箇所や、先ほどのパートで言うと、NTTドコモのレゾナントの吸収合併に関する箇所では、対象となる禁止行為があったかどうかという、行為の有無が直接的な検証項目であると思います。ただ、例えば、吸収合併の話で言えば、当該合併の目的との関係で市場に対してどういう影響があったのかといったことや、市場への影響に関する評価などを含める形にするとより良いと思います。行為の有無の確認だけではなくて、もう少し広がりを持った形で評価できると良いし、さらに、それが報告書に盛り込まれるとより内容が充実すると思いました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

以上で、お手の挙がっている構成員はいらっしゃるでしょうか。

【池田構成員】 はい、池田です。すみません。

【大橋座長】 すみません、はい。

【池田構成員】 ありがとうございます。

田平先生の今の御発言を踏まえて、私も触発されて発言させていただこうと思います。

田平先生から、企業結合の競争上の影響についての評価も報告書に盛り込んだほうがいいのではないかと御発言がありました。

来年度以降の計画についてもそれが含まれることはいいことだと思いますが、付け加えますと、今年度の検証結果のところ、レゾナントとの統合後、ドコモの市場シェアが増えるということはなく、何ページ目か忘れてしまいましたけれども、微減して、減少して少しずつ減っているというデータが公表されていますので、それを踏まえて、懸念されるような市場への競争上の悪影響というのは観察されていないのではないかと評価を加えるというのは、1ついいことではないかと思いました。

以上です。ありがとうございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

おおむね御意見いただけたところと思います。

もし事務局のほうから現時点で何かお考えのところあれば、お聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【土井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

構成員の皆様、コメント、御指摘等いただきまして、非常にありがとうございます。

1つずつ御回答させていただきます。

まず、冒頭、林構成員、佐藤構成員から御指摘のありました研究開発のうち、NTTに係る責務撤廃後の取組状況の部分につきましては、事務局といたしましても、1次答申の内容を踏まえて検証していく必要がある点は認識してございますので、今後、来年度の検証に当たって、ヒアリングの要否ですとか、検証の進め方ですとか、そういうところにつきましては、今後、御相談させていただきたいと考えてございます。

永井構成員、高口構成員から御指摘のありましたポイント経済圏の部分につきましても、今後の検証に当たっての留意点といったところで御理解いたしました。本日、コメントいただいたところも含めて、来年度の検証を進めていきたいと考えてございます。

田平先生、池田先生から御指摘のありました再編に係る対応につきましては、NTTが実施する組織再編については、令和3年度年次レポートの市場検証の取組における組織再編等に係る対応等ですとか、令和4年度年次レポートの第2編第6章第1節3の記載のとおりに対応していくといったところを考えてございますし、関連する他の審議会等での議論も踏まえ、引き続き対応していく必要があるというふうに考えているところでございます。

事務局からのコメントとしては以上になります。

**【大橋座長】** ありがとうございます。

皆様方から大変参考になる御意見いただいたのかと思っています。

今回言えば、研究開発についても、ちょうどNTT法の改正がある中での、それに合わせた検証がいいのではないか、あるいはポイント経済圏についても、これは多分いろいろな側面があると思いますが、この通信に関わる場所についてという切り口で見ていくものだと思いますけれども、こうしたところにおけるその競争の状況についてしっかり見るべきではないか、また、禁止行為に係るところ、市場の影響も併せて見ることに興味深いのではないかとこのところだったと思います。

事務局も相当頑張っていて、リソースの制約もあるものだと思いますが、ぜひ、有益な御指摘については、しっかり取り入れられるようにはしていきたいと思っています。

基本的には、方向性について、特段やるべきじゃないとか、そういうふうなお話ではなく、どちらかという、いい方向へ持っていくための御意見を多くいただいたと思っていますので、こちらの計画案についての反映については、もし差し支えないようであれば、先ほどと同様、私のほうに文言のセットを御一任いただいて、事務局としっかり調整させていただきたいと思うのですけれども、そうした方向でよろしいでしょうか。もし異存がなければ、

ありがとうございます。皆様から異議なしということをいただきましたので、そのような方向で進めさせていただきたいと思います。

議題としては以上なのですが、もし全体通じてコメントあるいは御意見あれば、いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

事務局のほうから何かございますか。

**【土井事業政策課課長補佐】** ありがとうございます。事務局でございます。

電気通信事業分野における市場検証（令和5年度）年次レポート（案）及び電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和6年度）（案）につきましては、座長と御相談の上、所要の修正を行い、構成員の皆様にも別途お送りさせていただいた後、意見公募・パ

ブリックコメントを行うことといたします。

意見公募の具体的な日程につきましては、改めて総務省ウェブサイト等で公開するとともに構成員の皆様にも別途御連絡させていただきます。意見募集で寄せられた御意見については、御意見に対する総務省の考え方等を整理・公表の上、電気通信事業分野における市場検証（令和5年度）年次レポート及び電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和6年度）として確定・公表する予定です。

次回の検証会議の日程につきましては、別途事務局より御連絡差し上げます。

事務局からは以上になります。

**【大橋座長】** ありがとうございます。

それでは、本日、以上とさせていただきたいと思いますが、今回、市場検証については、例年どおり相当なボリュームの作業を事務局にしっかり取り組んでいただきました。これは、本当に構成員の皆さんを代表して、私のほうからも感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、本日、以上で終了させていただきたいと思います。

お忙しいところ、大変たくさんの御意見をいただきまして、本日もありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。